

令和 2 年 5 月 2 6 日
地 域 行 政 部
地 域 行 政 課

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

1 主旨

公共施設等総合管理計画に基づき複合化する若林まちづくりセンターについて、条例に定められた位置を変更する必要があるため、世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例を令和 2 年第 2 回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

若林まちづくりセンターの位置を、「東京都世田谷区若林三丁目 3 4 番 1 号」から「東京都世田谷区若林一丁目 3 4 番 2 号」に変更する。

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行予定日

令和 2 年 1 1 月を予定し、規則で定める日から条例を施行する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○世田谷区出張所設置条例 昭和40年3月25日条例第2号 別表第2（第2条関係）			○世田谷区出張所設置条例 昭和40年3月25日条例第2号 別表第2（第2条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
【省略】			【省略】		
世田谷区太子堂まちづくりセンター	東京都世田谷区太子堂二丁目17番1号	太子堂一丁目 太子堂二丁目 太子堂三丁目 太子堂四丁目 太子堂五丁目 三軒茶屋一丁目	世田谷区太子堂まちづくりセンター	東京都世田谷区太子堂二丁目17番1号	太子堂一丁目 太子堂二丁目 太子堂三丁目 太子堂四丁目 太子堂五丁目 三軒茶屋一丁目
世田谷区若林まちづくりセンター	<u>東京都世田谷区若林一丁目34番2号</u>	若林一丁目 若林二丁目 若林三丁目 若林四丁目 若林五丁目 三軒茶屋二丁目	世田谷区若林まちづくりセンター	<u>東京都世田谷区若林三丁目34番1号</u>	若林一丁目 若林二丁目 若林三丁目 若林四丁目 若林五丁目 三軒茶屋二丁目
世田谷区上町まちづくりセンター	東京都世田谷区世田谷一丁目23番5号	世田谷一丁目 世田谷二丁目 世田谷三丁目 世田谷四丁目 桜一丁目 桜二丁目 桜三丁目 弦巻一丁目 弦巻二丁目 弦巻三丁目 弦巻四丁目 弦巻五丁目	世田谷区上町まちづくりセンター	東京都世田谷区世田谷一丁目23番5号	世田谷一丁目 世田谷二丁目 世田谷三丁目 世田谷四丁目 桜一丁目 桜二丁目 桜三丁目 弦巻一丁目 弦巻二丁目 弦巻三丁目 弦巻四丁目 弦巻五丁目
【省略】			【省略】		
<u>附 則</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>					